

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

美馬市長

## 公表日

令和6年3月11日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育施設及び地域型保育事業等の利用に係る各種事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①保育の必要量の認定事務 ②施設・事業所の入所等に係る利用調整事務 ③利用者負担額の決定、収納、滞納事務 ④施設・事業所ごとの給付費決定事務 ⑤施設入所に付帯する延長保育、一時預かり保育等に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	1. 子ども子育て支援制度システム 2. 総合福祉システム WEL+
	3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム 5. 住民情報ソリューション MICJET MISALIO 6. マイナポータル 7. 番号連携サーバー

### 2. 特定個人情報ファイル名

子ども・子育て支援関係情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番94
--------	----------------------

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二 【别表第二における情報提供の根拠】なし 【别表第二における情報照会の根拠】116の项
---------	--

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	美馬市保健福祉部子どもすこやか課
②所属長の役職名	子どもすこやか課長

### 6. 他の評価実施機関

請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
-----	---

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

連絡先	美馬市保健福祉部子どもすこやか課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5606
-----	---

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】116の項	番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】116の項	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和5年3月17日	I 1③システムの名称	1. 子ども子育て支援制度システム 2. 総合福祉システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム	1. 子ども子育て支援制度システム 2. 総合福祉システム WEL+ 3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム 5. 住民情報ソリューション MICJET MISALIO 6. マイナポータル 7. 番号連携サーバー	事後	再実施に伴うもの